

消防訓練実施届出書

1 内 容

管理権原者から選任された防火管理者は、定めた消防計画に基づき、定期的に消防訓練（通報訓練、消火訓練、避難訓練）を実施しなければなりません。特にデパートや旅館・ホテル等の不特定多数の人が集まる建物（「特定防火対象物」といいます。）については、消火訓練及び避難訓練を年に2回以上実施する必要があります。

【根拠条文 法第8条第1項、政令第3条の2第2項、規則第3条第11項】

2 手続き

- (1) 管轄の消防署所に提出します。
- (2) 届出部数は2部とし、1部は内容の審査後、返却されます。

【関係条文 条例第43条の2、施行規則第6条】

3 記入上の注意

届出者は防火管理者で、訓練実施の3日前までに届け出ます。

4 添付資料等

訓練計画の具体的な内容（作成されている場合のみ）

5 その他

実際に119番通報の訓練をする場合は、通報をする5分から10分前までに東三河消防指令センター（電話0532-51-2075）に通報訓練を実施する旨を連絡してください。

また、119番通報の際には、「訓練です。」などの一言を加えて通報してください。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）